

医療法人並木会 次世代育成支援対策推進

行 動 計 画 (第 6 回)

全ての職員が次世代育成支援の趣旨を理解・共有し、仕事と子育てを両立させて働きやすい環境をつくる第一歩として次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 8月 1日から令和10年 7月31日の5年間

2. 内 容

目 標 1 男性の育児休業取得率67%以上の取得を目標とする。

<対 策>

- ・令和5年8月～ 次世代育成支援対策推進法の趣旨、男性の育児休業について周知を図る。
- ・令和6年8月～ 各事業所における昨年度の育児休業取得日数を確認し、目標に向けての改善点・要望をまとめる。

目 標 2 年次有給休暇の日数を、1人あたり平均年間12日とする。

<対 策>

- ・令和5年8月～ 次世代育成支援対策推進法の趣旨、年次有給休暇の取得推進について周知を図る。
- ・令和6年8月～ 各事業所における昨年度の有給休暇取得日数を確認し、目標達成に向けての改善点・要望をまとめる。